

新型コロナウイルス感染症対策にかかる名古屋市からの休業要請に基づき休業等を行った介護サービス事業所に対する助成事業実施要綱

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症対策にかかる名古屋市からの休業要請に基づき休業等を行った介護サービス事業所に対する助成事業（以下「本事業」という。）の実施については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴い、地域や事業所内の感染拡大防止のために、名古屋市（以下「本市」という。）からの介護サービス事業所を対象にした一定期間の休業要請に基づき、休業又は事業の縮小（以下「休業等」という。）を行った介護サービス事業所に対して、助成金を交付することにより、公益性の高い介護サービスおよび介護予防サービスを提供する名古屋市内の事業所（以下単に「事業所」という。）の事業運営の安定化を図ることを目的とする。

(本事業の対象)

第3条 本事業は、令和2年2月14日以後、令和2年4月10日に愛知県が新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を発出する以前の期間において本市が事業所に対し休業要請を行い、事業所がそれに基づき休業等を行った場合に助成を行うものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、事業所が本市の要請に基づき休業等を行った期間の初日を含む月の前月における介護報酬額（利用者負担分及び公費負担分を含む。）をその月の暦日数で除して得た額（当該額に一円未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額。以下「一日あたり介護報酬額」という。）に休業等を行った期間の日数を乗じて得た額から、当該期間の実際の介護報酬額（利用者負担及び公費負担を含む。）及び代替サービスを同一法人内の別の同種事業所で提供して得た介護報酬額を差し引いた額に、百分の九十一を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）から、新型コロナウイルスにかかる各種補助金（受領見込みのものも含む。ただし「働き方改革推進支援助成金」における新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースのような損失補てんの性格を有しないものは除く。）を除いた額とする。ただし、休業等を行った期間の初日を含む月から新規に事業を開始した事業所については、開所日から休業等の前日までの介護報酬額をその期間の暦日数で除して得た額（当該額に一円未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）を一日あたり介護報酬額とみなし、同様に算定する。

(助成の申請)

第5条 申請者は、令和2年4月27日以降、休業等を行った期間の翌日から6か月以内に市長に申請するものとする。

2 申請者は、様式第1号(以下「申請書」という。)により申請する。申請書には、休業期間中介護報酬額実績報告書(様式第1号別紙①)、助成金算定表(様式第1号別紙②)、誓約書(様式第1号別紙③)を添付するものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等を受領したときは、速やかに審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成の決定をしたときは、決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、助成を却下することに決定したときは、却下通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者が助成の申請を取下げるときは、前条の規定による通知書を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 市長は、助成の決定を受けたものに対し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 市長は、助成の決定を受けたものが偽りの申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めた場合は、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。